

参考資料

1. 策定の経緯

開催日・実施日	会議等名称	主な検討内容
平成 23 年 9 月 21 日	第 1 回 五所川原市都市計画マスタープラン策定検討会議 (以下、検討会議)	・都市計画、市町村都市計画マスタープラン、策定体制と策定の流れ、アンケート調査について ・序章 計画の目的と構成(素案)
平成 23 年 10 月 7 日	アンケート調査	・まちづくりに対する住民意向調査
平成 23 年 12 月 19 日	第 2 回 検討会議	・第 1 章 五所川原市の現況(素案) ・第 2 章 まちづくりの課題(素案) ・アンケート調査結果報告
平成 24 年 1 月 17 日	第 1 回 都市計画審議会	・都市計画、市町村都市計画マスタープラン、策定体制と策定の流れ、アンケート調査について ・序章 計画の目的と構成(原案) ・第 1 章 五所川原市の現況(原案) ・第 2 章 まちづくりの課題(原案)
平成 24 年 1 月 24 日	第 3 回 検討会議	・第 3 章 全体構想(素案)
平成 24 年 2 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 1 日	パブリックコメント	・序章 計画の目的と構成(原案) ・第 1 章 五所川原市の現況(原案) ・第 2 章 まちづくりの課題(原案) ・第 3 章 全体構想(原案)
平成 24 年 3 月 22 日	第 2 回 都市計画審議会	・序章 計画の目的と構成(案) ・第 1 章 五所川原市の現況(案) ・第 2 章 まちづくりの課題(案) ・第 3 章 全体構想(案)
平成 24 年 4 月 26 日	第 1 回 まちづくりワークショップ (以下、ワークショップ)	・ワークショップの役割、作業内容、スケジュール等について
平成 24 年 5 月 23 日	第 2 回 ワークショップ	・地域の特性と課題について考える
平成 24 年 6 月 19 日	第 3 回 ワークショップ	・地域別まちづくりの目標・将来像を考える
平成 24 年 7 月 5 日	第 4 回 ワークショップ	・まちづくりの役割分担を考える
平成 24 年 7 月 27 日	第 4 回 検討会議	・第 4 章 部門別構想(素案)
平成 24 年 8 月 22 日	第 5 回 検討会議	・第 5 章 地域別構想(素案)
平成 24 年 9 月 27 日	第 6 回 検討会議	・第 6 章 まちづくりの実現に向けて(素案)
平成 24 年 10 月 11 日	第 7 回 検討会議	・第 4 章 部門別構想(素案) ・第 5 章 地域別構想(素案) ・第 6 章 まちづくりの実現に向けて(素案)
平成 24 年 11 月 1 日～ 平成 24 年 11 月 30 日	パブリックコメント	・第 4 章 部門別構想(原案) ・第 5 章 地域別構想(原案) ・第 6 章 まちづくりの実現に向けて(原案)
平成 24 年 11 月 26 日	五所川原市議会説明	
平成 25 年 1 月 17 日	第 3 回 都市計画審議会	・第 4 章 部門別構想(案) ・第 5 章 地域別構想(案) ・第 6 章 まちづくりの実現に向けて(案)
平成 25 年 2 月 14 日	第 4 回 都市計画審議会	答申
平成 25 年 3 月	五所川原市都市計画マスタープラン策定	
平成 25 年 4 月	公表・県知事報告	

} 最終確認

2. ワークショップ参加者名簿

地域名	グループ名	氏名	地域名	グループ名	氏名
五所川原	岩木川	太田 春香	金 木	ひばり	久保 泰太郎
		小田桐 正繁			斎藤 真紀子
		小田桐 裕子			渋谷 多加
		葛西 幸雄			田中 豊忠
		今 一 憲			日置 美佐子
		東 慎 治			松尾 産司
		平山 義光			
	やってみれ	赤石 悠	市 浦	十三湖	安保 静雄
		江良 幸一			桑野 邦夫
		川村 明日香			成田 義正
		工藤 孔毅			
		渋谷 遊			
		福士 智行			

(敬称略・順不同)

3. 各会議等委員名簿

【都市計画審議会委員】

所属：職名等	氏 名	備 考
五所川原商工会議所：会頭	寺田 春一	会長
(株)経営情報センター：代表取締役社長	山崎 淳一	
ごしょつがる農業協同組合：代表理事組合長	白戸 勝一	
津軽鉄道(株)：代表取締役社長	澤田 長二郎	
(社)青森建築士会 北五支部：相談役	今 信次	
(株)陸奥新報社 五所川原支社：支社長	石 岡 優	H24.3.22より欠員
五所川原市町内会連合会：会長	秋田 英樹	
五所川原地区生活改善グループ協議会：会長	小野 列子	
企業組合 での・そーれ：理事	辻 悦子	
陸奥印刷(株)：代表取締役	菊池 宏	
元五所川原市職員	平山 和男	
五所川原市議会議員	吉岡 良浩	
五所川原市議会議員	鳴海 初男	

(敬称略・順不同)

【五所川原市都市計画マスタープラン策定検討会議委員】

所属部署	職名	氏名	備考
建設部	部長	菊池 司	平成23・24年度
総務部	総務課長	岩崎 明彦	平成23・24年度
	企画課長	鎌田 和廣	平成23年度
		岩川 和雄	平成24年度
金木総合支所	総合支所長	成田 良逸	平成23・24年度
市浦総合支所	総合支所長	石岡 芳幸	平成23・24年度
財政部	財政課長	佐藤 明	平成23年度
		三橋 大輔	平成24年度
民生部	環境対策課長	山中 均	平成23年度
		中谷 昌志	平成24年度
福祉部	介護福祉課長	工藤 仁	平成23・24年度
	家庭福祉課長	宮崎 昌子	平成23・24年度
経済部	農林水産課長	小山内 洋一	平成23・24年度
	商工観光課長	中谷 昌志	平成23年度
		古川 貞治	平成24年度
建設部	土木課長	蒔苗 司	平成23・24年度
	建築住宅課長	對馬 肇	平成23・24年度
	公園管理課長	荒閑 博司	平成23・24年度
上下水道部	水道課長	盛 重人	平成23年度
		小田桐 浩	平成24年度
	下水道課長	片山 浩一	平成23・24年度
教育委員会	教育総務課長	古川 貞治	平成23年度
		諏訪 秀清	平成24年度

【事務局】

所属部署	職名	氏名	備考
建設部	都市計画課長	北川 智章	
	課長補佐	佐々木 秀文	
	主幹・計画係長	長尾 実	

4. 用語解説

《あ行》

・アイデンティティ

自己が環境や時間の変化に係わらず、連続する同一のものであること。
主体性。自己同一性。個性。

《か行》

・既存ストック

ストックとは、「在庫品、手持ちの品」、「国富・資本など」を指し、本マスタープランにおける「既存ストック」とは、既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の低・未利用地、使用されていない工場や倉庫等の空間や施設、さらには民俗資料館などの文化・歴史の資源、立佞武多の館や斜陽館などの観光資源などを示します。

・狭あい道路

幅員が4m未満の道路で一般交通の用に供されているものをいいます。古くからの市街地に多く見られ、消防・防災・救急活動の妨げとなるほか、日常の交通や日照・通風など生活環境の面から様々な問題を抱えています。

・協働

複数の主体が何らかの目的を共有し、対等の立場で協力して共に働くことをいいます。

・グリーンツーリズム

農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

・コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体。地域社会。

・コミュニティ活動

町内会など、地域社会の中の小さな単位で行う活動。

《さ行》

・市街地開発事業

総合的な計画に基づいて公共施設の整備にあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするものです。都市計画に位置づけられる市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業があり、その種類、名称、施行区域等を都市計画に定めることとなっています。

《さ行》

• 準都市計画区域

都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐため、対象となる市町村と連携を図り、都市計画審議会の意見を聞いた上で都道府県が指定し、用途地域、風致地区等土地利用の整序のために必要な都市計画を定められることとした区域。

• 白地地域

市街化区域と市街化調整区域に区分していない都市計画区域の中で、用途地域が指定されていない地域。

• 水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をいいます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます

《た行》

• 地域地区

地域地区は、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地について適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制、誘導という役割を担うもので、その利用目的に応じて区分し、建物などに対して必要な制限を設けることで、地域または地区を単位として、快適で健康かつ能率的な都市環境の形成、保持を図るために定めるものです。

• 地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられます。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧等の方法により区域内の地権者等の意見を求めて都市計画の案を作成します。

• 低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称です。

• 都市機能

都市とは「住む」、「働く」、「遊ぶ」、「動く」という4つの機能で成り立っています。この機能は、1933年の第4回国際近代建築家会議において「アテネ憲章」として採択されたもので、「住む」は居住エリア交流環境、「働く」は企業立地エリア労働環境、「遊ぶ」は公園、商業施設、テーマパーク等の施設環境、「動く」は道路による移動環境を示しています。

《た行》

・都市基盤

適正な都市化を促進するために必要な都市的規模に及ぶ施設のことであり、一般的には、道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のことです。

・都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

・都市公園

都市計画施設である公園・緑地及び都市公園として開設する公園・緑地で、その種類は住区基幹公園の街区公園・近隣公園・地区公園、都市基幹公園の総合公園・運動公園、特殊公園の風致公園や緩衝緑地・都市緑地などがあります。

・都市施設

道路・公園・汚物処理場・ごみ焼却場・市場・火葬場などの施設で、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な都市の骨格を構成するものです。このうち必要なものについて、都市計画決定されたものが都市計画施設です。

《な行》

・ニーズ

要望、希望、必要性。

・二次交通

空港や鉄道の駅、港などの交通拠点から観光目的地までの交通のこと。バスや乗り合いタクシー、レンタサイクルなどが二次交通として使われます。

《は行》

・パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄の駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、電車やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

渋滞の緩和、排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の削減といった環境対策効果も期待されています。

・防災基盤

災害時の避難場所や避難路、消防水利や非常用電源などの防災施設や機材。

・ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地など、わずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。

《ま行》

・水と緑のネットワークの形成

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みです。

良好な景観の形成、防災性の向上、生物多様性の確保、快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能などにより、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。

《や行》

・優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

・用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度構成について公共施設とのバランスに配慮した土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を踏まえて定められます。

《ら行》

《わ行》

・ワークショップ

本来は「仕事場」「作業場」「工房」など、共同で何かを作る場所を意味しますが、近年では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法等としてこの言葉が用いられることが多くなっています。ワークショップは一方的な知識や技術の伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験し、参加者相互の話し合いや意見交換等を行う中で、何かを学びあったり創出したりする場で、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法の一つとして用いられます。

五 都 発 第 2 4 8 号
平 成 2 4 年 1 月 1 7 日

五所川原市都市計画審議会
会長 寺 田 春 一 様

五所川原市長 平 山 誠 敏



「五所川原市都市計画マスタープラン」の策定について（諮問）

都市計画法第18条の2第1項の規定に基づいて五所川原市が定める都市計画に関する基本的な方針「五所川原市都市計画マスタープラン」の策定について、貴審議会に意見を求めます。

平成25年2月14日

五所川原市長 平山誠敏様

五所川原市都市計画審議会
会長 寺田春一



五所川原市都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成24年1月17日付で諮問された「五所川原市都市計画マスタープラン」の策定については、当審議会では慎重に審議した結果、計画案について適当と認めます。

なお、五所川原市都市計画マスタープランに示された都市づくりの将来像実現のため、下記事項に留意され今後の施策推進に努められるよう本審議会として要望します。

記

1.（方針の周知）

市民・事業者・行政が本計画（まちの将来像）を共有し、まちづくりの長期的な指針として活用できるよう広く周知されたい。

2.（市民参画）

まちづくりに関する情報の提供を積極的に行い、地域の自発的なまちづくりの活動を推進するとともに、市民の意見を反映したまちづくりを促進する体制の構築に努力されたい。

3.（施策の立案）

本計画に示されたまちづくりの基本理念や地域の課題に沿った施策を立案し、関係機関及び庁内関係部局との連携により、その推進に対し特段の努力をされたい。

以上